

## 制限付一般競争入札の参加方法

この入札は、参加要件を全て満たせば、参加を希望する者は自由に参加できる、入札書は持参ではなく郵送する、予定価格（上限）が公表されている、入札結果をHP上で公開するなど、しくみや手順などについても従来の指名競争入札とは異なります。また、参加を希望しない場合においては、辞退届を提出する等の手続きは一切必要ありません。（入札を希望する場合のみ入札書を送付するなどの必要があります。）

以下に全体の流れをまとめていますのでご確認ください。（3番以降の「クリックしてください」はこのページからはリンクしていませんので、明石市ホームページ「入札コーナー」にある、それぞれの部分をクリックしてご覧ください。）

手順	場所															
1	<p>「公告文」を確認</p> <p>この「参加方法」に続いて表示されます。 ※物品名や参加要件、納期限、予定価格などが記載されています。</p>															
2	<p>「仕様書」を確認</p> <p>「公告文」に続いて表示されます。 ※物品の詳しい規格等が記載されています。</p>															
3	<p>「応募案内」を確認</p> <div data-bbox="624 909 1278 1294"> <p><b>応募案内</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <a href="#">工事</a></li> <li>• <a href="#">コンサルタント業務</a></li> <li>• <a href="#">PDF 業務委託(PDF:127KB)</a></li> <li>• <a href="#">PDF 物品(PDF:109KB)</a></li> </ul> <p><b>制限付一般競争入札におけるQ&amp;A</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th colspan="2">方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事</td> <td><a href="#">PDF 電子方式(PDF:199KB)</a></td> <td><a href="#">PDF 郵便方式(PDF:181KB)</a></td> </tr> <tr> <td>コンサルタント業務</td> <td><a href="#">PDF 電子方式(PDF:199KB)</a></td> <td><a href="#">PDF 郵便方式(PDF:181KB)</a></td> </tr> <tr> <td>業務委託</td> <td>—</td> <td><a href="#">PDF 郵便方式(PDF:180KB)</a></td> </tr> <tr> <td>物品</td> <td>—</td> <td><a href="#">PDF 郵便方式(PDF:137KB)</a></td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>※物品全般に共通する参加手順などの詳細が記載されています。</p>	部門	方式		工事	<a href="#">PDF 電子方式(PDF:199KB)</a>	<a href="#">PDF 郵便方式(PDF:181KB)</a>	コンサルタント業務	<a href="#">PDF 電子方式(PDF:199KB)</a>	<a href="#">PDF 郵便方式(PDF:181KB)</a>	業務委託	—	<a href="#">PDF 郵便方式(PDF:180KB)</a>	物品	—	<a href="#">PDF 郵便方式(PDF:137KB)</a>
部門	方式															
工事	<a href="#">PDF 電子方式(PDF:199KB)</a>	<a href="#">PDF 郵便方式(PDF:181KB)</a>														
コンサルタント業務	<a href="#">PDF 電子方式(PDF:199KB)</a>	<a href="#">PDF 郵便方式(PDF:181KB)</a>														
業務委託	—	<a href="#">PDF 郵便方式(PDF:180KB)</a>														
物品	—	<a href="#">PDF 郵便方式(PDF:137KB)</a>														
4	<p>「制限付一般競争入札におけるQ&amp;A（物品）」を確認</p> <div data-bbox="632 1417 1318 1738"> <p><b>制限付一般競争入札におけるQ&amp;A</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th colspan="2">方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事</td> <td><a href="#">PDF 電子方式(PDF:226KB)</a></td> <td><a href="#">PDF 郵便方式(PDF:233KB)</a></td> </tr> <tr> <td>コンサルタント業務</td> <td><a href="#">PDF 電子方式(PDF:181KB)</a></td> <td><a href="#">PDF 郵便方式(PDF:184KB)</a></td> </tr> <tr> <td>業務委託</td> <td>—</td> <td><a href="#">PDF 郵便方式(PDF:180KB)</a></td> </tr> <tr> <td>物品</td> <td>—</td> <td><a href="#">PDF 郵便方式(PDF:137KB)</a></td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>※参加手順などでよくある質問が記載されています。ここに記載されているもの以外の質問は直接財務室契約担当までお願いします。なお、設計図書・仕様書等に関する質問は、質問期間中に「設計図書等に対する質問書（物品用）」により、FAXにてお願いします。</p>	部門	方式		工事	<a href="#">PDF 電子方式(PDF:226KB)</a>	<a href="#">PDF 郵便方式(PDF:233KB)</a>	コンサルタント業務	<a href="#">PDF 電子方式(PDF:181KB)</a>	<a href="#">PDF 郵便方式(PDF:184KB)</a>	業務委託	—	<a href="#">PDF 郵便方式(PDF:180KB)</a>	物品	—	<a href="#">PDF 郵便方式(PDF:137KB)</a>
部門	方式															
工事	<a href="#">PDF 電子方式(PDF:226KB)</a>	<a href="#">PDF 郵便方式(PDF:233KB)</a>														
コンサルタント業務	<a href="#">PDF 電子方式(PDF:181KB)</a>	<a href="#">PDF 郵便方式(PDF:184KB)</a>														
業務委託	—	<a href="#">PDF 郵便方式(PDF:180KB)</a>														
物品	—	<a href="#">PDF 郵便方式(PDF:137KB)</a>														

<p>5</p> <p>郵送直前に、当該物品に関する質問回答を確認</p>	<p>入札情報</p> <p>入札カレンダー(公告日・開札日)</p> <p>各部門の年度をクリックしてください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>前年度</th> <th>今年度</th> <th>設計図書等に関する質問回答</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事</td> <td><a href="#">令和4年度</a></td> <td><a href="#">令和5年度</a></td> <td>電子入札案件の質問回答は <a href="#">入札情報サービス(外部サイトへリンク)</a>の各案件の入札公告詳細の「添付書類欄」に掲載します。</td> </tr> <tr> <td>コンサルタント業務</td> <td><a href="#">令和4年度</a></td> <td><a href="#">令和5年度</a></td> <td>電子入札案件の質問回答は <a href="#">入札情報サービス(外部サイトへリンク)</a>の各案件の入札公告詳細の「添付書類欄」に掲載します。</td> </tr> <tr> <td>業務委託</td> <td><a href="#">令和4年度</a></td> <td><a href="#">令和5年度</a></td> <td><a href="#">PDF 質問回答(5月18日)(PDF:103KB)</a> <b>クリックしてください</b></td> </tr> <tr> <td>物品</td> <td><a href="#">令和4年度</a></td> <td><a href="#">令和5年度</a></td> <td><a href="#">PDF 質問回答(5月31日)(PDF:103KB)</a></td> </tr> </tbody> </table> <p>※質問回答については、入札書等を提出する前に必ず確認してください。</p> <p>※仕様書の解釈等について、見積りに影響があるような重要な内容が含まれていることがあります。<b>財務室契約担当に到着した入札書は、全て回答日の午後1時以降に確認後記入されたとみなされますので、入札書の記入、郵送前には必ずご確認ください。</b></p>	部門	前年度	今年度	設計図書等に関する質問回答	工事	<a href="#">令和4年度</a>	<a href="#">令和5年度</a>	電子入札案件の質問回答は <a href="#">入札情報サービス(外部サイトへリンク)</a> の各案件の入札公告詳細の「添付書類欄」に掲載します。	コンサルタント業務	<a href="#">令和4年度</a>	<a href="#">令和5年度</a>	電子入札案件の質問回答は <a href="#">入札情報サービス(外部サイトへリンク)</a> の各案件の入札公告詳細の「添付書類欄」に掲載します。	業務委託	<a href="#">令和4年度</a>	<a href="#">令和5年度</a>	<a href="#">PDF 質問回答(5月18日)(PDF:103KB)</a> <b>クリックしてください</b>	物品	<a href="#">令和4年度</a>	<a href="#">令和5年度</a>	<a href="#">PDF 質問回答(5月31日)(PDF:103KB)</a>																									
部門	前年度	今年度	設計図書等に関する質問回答																																											
工事	<a href="#">令和4年度</a>	<a href="#">令和5年度</a>	電子入札案件の質問回答は <a href="#">入札情報サービス(外部サイトへリンク)</a> の各案件の入札公告詳細の「添付書類欄」に掲載します。																																											
コンサルタント業務	<a href="#">令和4年度</a>	<a href="#">令和5年度</a>	電子入札案件の質問回答は <a href="#">入札情報サービス(外部サイトへリンク)</a> の各案件の入札公告詳細の「添付書類欄」に掲載します。																																											
業務委託	<a href="#">令和4年度</a>	<a href="#">令和5年度</a>	<a href="#">PDF 質問回答(5月18日)(PDF:103KB)</a> <b>クリックしてください</b>																																											
物品	<a href="#">令和4年度</a>	<a href="#">令和5年度</a>	<a href="#">PDF 質問回答(5月31日)(PDF:103KB)</a>																																											
<p>6</p> <p>提出書類をダウンロードし、記入・押印</p>	<p>提出書類等様式</p> <p>提出書類のダウンロードができます。</p> <p>内容等を確認のうえ担当者の指示にしたがって提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><a href="#">提出書類等様式</a> <b>クリックしてください</b></li> </ul>																																													
<p>7</p> <p>提出書類をそろえて封筒に入れ、提出期間内に書留等郵便局が配達した事実の証明が可能な方法にて財務室契約担当まで郵送</p>	<p>※ 締切日<b>必着</b>ですのでご注意ください。</p> <p>※ 入札書を、参加申請書と共に<b>角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものに封入</b>し、封筒の表面に<b>宛名ラベル(指定様式)</b>を貼り付けてください。(公告文で提出を求められている場合には納入実績調査、契約書等の写しも同封してください。)</p>																																													
<p>8</p> <p>「参加確認書」を財務室契約担当に FAX</p>	<p>※ 7の郵送後すぐに、受領証(お客様控え)を貼付して FAX (078-918-5153) してください。</p>																																													
<p>9</p> <p>結果を確認</p>	<p>入札カレンダー(物品)</p> <p>令和5年度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">公告日</th> <th colspan="2">開札日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>4月11日(火曜日)</td> <td>郵便</td> <td>4月27日(木曜日)</td> <td>郵便</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4月24日(月曜日)</td> <td>郵便</td> <td>5月18日(木曜日)</td> <td>郵便</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5月10日(水曜日)</td> <td>郵便</td> <td>5月26日(金曜日)</td> <td>郵便</td> </tr> <tr> <td>臨時</td> <td>5月17日(水曜日)</td> <td>郵便</td> <td>6月2日(金曜日)</td> <td>郵便</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5月23日(火曜日)</td> <td>郵便 仕様書訂正あり</td> <td>6月8日(木曜日)</td> <td>郵便</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6月6日(火曜日)</td> <td>郵便</td> <td>6月22日(木曜日)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>7月4日(火曜日)</td> <td></td> <td>7月20日(木曜日)</td> <td><b>クリックしてください</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td>7月11日(火曜日)</td> <td></td> <td>7月27日(木曜日)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 審査終了後、落札者には直接電話にて連絡します。</p>		公告日		開札日			4月11日(火曜日)	郵便	4月27日(木曜日)	郵便		4月24日(月曜日)	郵便	5月18日(木曜日)	郵便		5月10日(水曜日)	郵便	5月26日(金曜日)	郵便	臨時	5月17日(水曜日)	郵便	6月2日(金曜日)	郵便		5月23日(火曜日)	郵便 仕様書訂正あり	6月8日(木曜日)	郵便		6月6日(火曜日)	郵便	6月22日(木曜日)			7月4日(火曜日)		7月20日(木曜日)	<b>クリックしてください</b>		7月11日(火曜日)		7月27日(木曜日)	
	公告日		開札日																																											
	4月11日(火曜日)	郵便	4月27日(木曜日)	郵便																																										
	4月24日(月曜日)	郵便	5月18日(木曜日)	郵便																																										
	5月10日(水曜日)	郵便	5月26日(金曜日)	郵便																																										
臨時	5月17日(水曜日)	郵便	6月2日(金曜日)	郵便																																										
	5月23日(火曜日)	郵便 仕様書訂正あり	6月8日(木曜日)	郵便																																										
	6月6日(火曜日)	郵便	6月22日(木曜日)																																											
	7月4日(火曜日)		7月20日(木曜日)	<b>クリックしてください</b>																																										
	7月11日(火曜日)		7月27日(木曜日)																																											

流れは以上となります。

次ページより、公告文が表示されますので引き続きご確認ください。

制限付一般競争入札の実施について

制限付一般競争入札(郵便方式)を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び明石市水道事業契約規程(平成21年水道事業管理規程第13号)第2条の規定により読み替えて準用する明石市契約規則(平成5年規則第10号)第5条の規定に基づき、下記の通り公告する。

記

1 対象物品

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 物品番号 | 2024951002   |
| (2) 物品名  | 水道メーター(口径50・75・100・150mm)                            |
| (3) 納入場所 | 明石市大道町1丁目11番1号(サービスセンター内メーター検査場)                     |
| (4) 物品概要 | 水道メーター(口径50mm 20個、口径75mm 42個、口径100mm 15個、口径150mm 1個) |
| (5) 納期限  | 令和6年9月30日  |

2 入札参加要件(参加者は、次のすべての要件に該当する者)

- (1) 明石市入札参加資格者名簿(物品・サービス)の物品の製造・売買の部に、契約の種類が機械器具で登録されており、かつ、業種区分が上下水道用機械器具で登録されていること。
- (2) 平成26年4月1日から令和6年4月30日までの間に国内において、国、地方公共団体又はそれに準じる機関(公社、公団、事業団等)の発注に係る水道メーターの納入契約の元請としての実績又は水道メーター修繕契約の元請としての実績を有すること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 明石市水道事業契約規程第2条の規定により読み替えて準用する明石市契約規則第3条の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。  
ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りでない。
- (6) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から開札日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (7) 公告日において納期限が到来している明石市税及び明石市水道局の水道料金を開札日の前日までに完納していること。
- (8) 仕様書等の内容を熟知し、内容等を十分に理解した上で入札に参加できること。

3 仕様書についての質問及び回答

- (1) 仕様書等に関して質問しようとする者は、下記期間内にファクシミリ(078-918-5153)により財務室契約担当へ質問書(指定様式)を提出してください。  
令和6年5月21日 から 令和6年5月28日 午後1時 まで
- (2) 質問に対する回答  
令和6年5月30日 午後1時 から明石市ホームページ(入札コーナー)において公表します。

4 入札参加申込み

- (1) 参加を希望する者は、次に掲げる書類を角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものに封入し、封筒の表面に宛名シール(指定様式)を貼り付けて郵送してください。  
ア 制限付一般競争入札参加申請書(指定様式)  
イ 入札書(指定様式)  
ウ 納入実績調書(指定様式)及び実績が分かる契約書等(写)  
※様式は変更になる場合がありますので、明石市ホームページ(入札コーナー)「提出書類等様式」より最新のものをご利用ください。
- (2) 封筒の提出については、持参は認めません。必ず、下記により書留等(簡易書留も可)の郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。  
ア 令和6年5月30日 午後1時 に、明石市ホームページ(入札コーナー)に設計図書等に対

する質問及び回答を掲載しますので、必ずこれを確認の後、郵送してください。

イ 提出期限は、令和6年6月4日（財務室契約担当必着）です。

- (3) 入札に参加を希望する者は、郵便物提出日中に、財務室契約担当へ制限付一般競争入札参加確認書（指定様式）をファクシミリ（078-918-5153）により提出してください。

5 開札日時及び場所

- (1) 日 時 令和6年6月6日 午前9時38分 （予定） ※開札状況により前後します。  
(2) 場 所 804会議室

6 入札保証金  
免除

7 契約保証金

契約金額の10分の1以上を納付すること。ただし、明石市水道事業契約規程第2条の規定により読み替えて準用する明石市契約規則第25条に該当する場合は免除等する場合がある。

8 消費税の取扱い

入札金額は、契約希望金額の110分の100で記載してください。（税抜で記載）

契約締結に際しては、落札金額に10%を加算した額で契約を行います。

なお、1円未満の端数は、この金額において切り捨てます。

9 支払条件

全額完了払

10 予定価格(税抜)

12,115,000 円

※予定価格を超える金額で入札を行った場合は、無効となります。

11 暴力団排除に関する誓約書の提出について（契約締結時の注意事項）

明石市水道局が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第5条第1項の規定により、落札決定者は契約締結時まで、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、入札・契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第9号アの規定により、指名停止措置（3ヵ月）を行います。

12 契約条項等を示す場所

明石市水道事業契約規程、明石市水道局物品売買契約約款、明石市水道局製造請負契約約款、応募案内、入札のしおり等については、財務室契約担当及び明石市ホームページ（入札コーナー）において閲覧することができます。

13 入札に関する条件

- (1) 入札書が所定の日時までに到着していること。  
(2) 入札者が同一事項について2通以上した入札でないこと。  
(3) 入札者の記名押印があり、入札内容が明確であること。  
(4) 入札金額が明確であること及び入札金額が訂正されていないこと。  
(5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札でないこと。

14 無効とする入札

- (1) 入札に参加する者としての必要な資格のない者の行った入札  
(2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った入札  
(3) 入札に関する条件に違反した入札

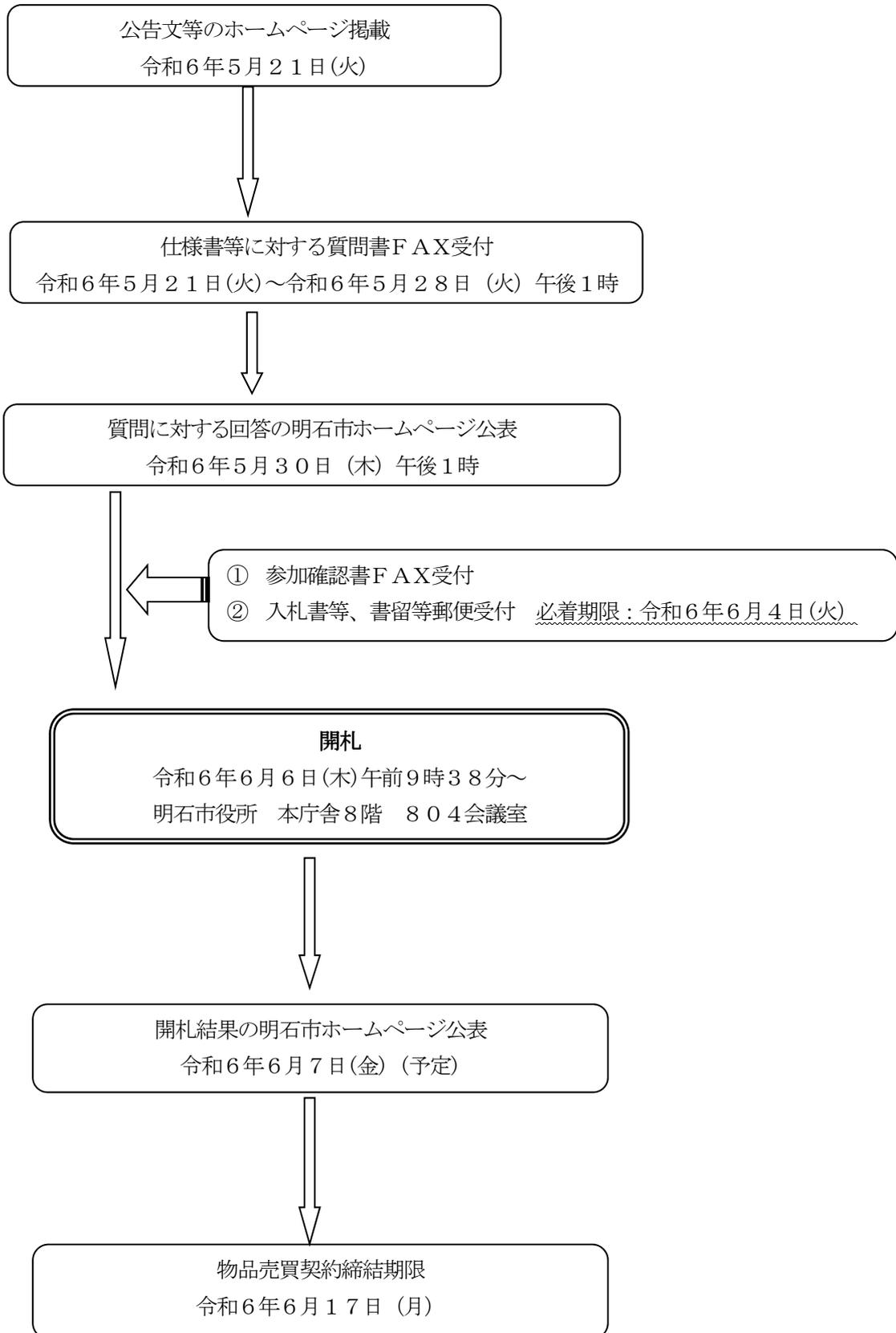
15 資格審査及び落札決定について

- (1) 開札場所においては、一旦全件保留とし、参加要件について事後審査を行います。  
(2) 資格審査については、最低価格入札者から順次行い、審査の結果、参加要件を満たしていることが確認できた時点で落札決定を行います。  
(3) 入札結果は、明石市ホームページ（入札コーナー）にて掲載します。

16 その他

- (1) 明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成22年条例第4号）に定める不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (2) この物品の入札に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ（入札コーナー）掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認した上で、申し込んでください。
- (3) 提出書類等に不備がある場合は無効となるので、この物品の入札に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ（入札コーナー）掲載の「制限付一般競争入札の応募案内（物品 郵便方式）」を確認した上で、申し込んでください。
- (4) 入札参加の際に提出を必要とする書類等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明した場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (5) 最低価格入札者であっても、資格審査において必ずしも落札者とならない場合があります。この場合において、入札等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。
- (6) 明石市内に本店を有するか、明石市内の支店等に権限を委任している個人事業主が入札参加する場合、明石市税の納税状況確認のため、個人事業主が居住する住所地を開札日当日に確認することがありますので、ご注意ください。

## 制限付一般競争入札（郵便方式）の事務の流れ



## ○制限付一般競争入札等におけるQ & Aについて

入札参加希望者は、必ず事前に明石市役所ホームページの「入札コーナー」に掲載している制限付一般競争入札の「応募案内」、「Q & A」の内容をご確認ください。(随時更新を行っておりますので、最新のものをご確認ください。)

## ○同額応札（くじ引きの執行）があった場合の取扱いについて

平成20年1月31日の開札分より、郵便方式において同価の入札があった場合のくじの執行方法を下記のとおり変更しています。

くじの対象となった同価の入札をした者の資格審査を、封筒に同封された提出書類を含めて、くじを執行する前に行い、入札参加要件を満たすと決定した「有効な同価の入札者」を対象にくじを執行します。

くじの執行についての電話連絡を、①「有効な同価の入札者」に対しては、くじの執行日時、②「無効な同価の入札者」に対しては、入札が無効となった理由（くじに参加できない理由）及び入札結果に無効の理由が表記されることを伝えます。

「有効な同価の入札者」によるくじの執行に際しては、代表者あるいは代表者からの委任状を持った代理人の出席が必要となります。なお、指定した日時に代表者等が出席できない場合は、当該入札事務に関係のない市職員が代理人となりますので、ご留意ください。(くじの辞退はできません。)

## ○ 暴力団員等に該当しない旨の確認手続きについて

平成27年7月1日以降、明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第5条第1項の規定により、契約金額が200万円を超える場合には契約締結期限までに自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した暴力団排除に関する「誓約書」の提出が必要となります。提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、入札・契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第9号アの規定により、指名停止（3か月）を行います。

## ○明石市税の納税状況の確認について

納税状況の確認は 税務室納税課 TEL(078)918-5016 までお願いします。

※その他、公告文記載内容を充分にご確認ください。

物品仕様書

品名	メーターの購入（口径50・75・100・150mm）				
担当課	水道局給水係	担当者	大西	連絡先	(078) 918 - 5067
納品場所	明石市大道町1丁目11番1号 (サービスセンター内メーター検査場)		納期	令和 6年9月30日(月)	
数量	口径50mm×20個、口径75mm×42個、口径100mm×15個、口径150mm×1個				
規格	別紙仕様書のとおり				
メーカー等		メーカー	型番	色	その他
引取物品の有無	<input type="checkbox"/> あり 内容 ( ) 数量 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> なし				
その他特記事項					

## 水道メーター購入仕様書 50mm

- 1 本仕様書は、明石市水道局（以下「本市」という。）が購入する水道メーター（以下「メーター」という。）に適用する。
- 2 メーターは、次の法令、その他関連する関係法規及び適用規格等に適合するものでなければならない。

(1) 計量法関係

- ① 計量法（平成4年法律第51号）
- ② 計量法施行令（平成5年政令第329号）
- ③ 計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）
- ④ 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）
- ⑤ 指定製造事業者の指定等に関する省令（平成5年通商産業省令第77号）

(2) 水道法関係

- ① 水道法（昭和32年法律第177号）
- ② 水道法施行令（昭和32年政令第336号）
- ③ 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）
- ④ 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）

(3) 日本工業規格及び関連する規格等（最新版を引用する。）

- ① JIS B 8570-1（水道メーター及び温水メーター 第1部：一般仕様）
- ② JIS B 8570-2（水道メーター及び温水メーター 第2部：取引又は証明用）

- 3 前項の法令及び規定に改正があった場合は、その改正事項の確認並びに取扱について本市と協議すること。

- 4 購入するメーターは、下記のとおりとする。

口径（*）	50 mm
個数	20 個
メーター番号	1185 ～ 1204
メーターケース材質	鉛レス銅合金
メーターケース塗装	無色塗装 (ただし、無着色透明の酸化防止処理をすること。)
上蓋色	A69-50T またはその類似色

\*「口径」とは接続する給水管の呼び口径をいう。

- 5 メーターの種類は、下記のとおりとする。

口径	名称	表示形態
50 mm	はん用（統一型）たて型軸流羽根車式	乾式 アナログ・デジタル併用

- 6 計量特性  $Q3/Q1=100$  単位  $m^3/h$

口径 (mm)	50 mm
定格最小流量 : Q1	0.4
転移流量 : Q2	0.64
定格最大流量 : Q3	40
限界流量 : Q4	50

- 7 メーターの主要寸法

口径	全長 (mm)	取付ネジ
50 mm	560 (メーター本体 : 245)	上水フランジ

\*口径 50 mmの全長は、補足管を含めた寸法である。(補足管用ストレーナーはステンレス製半球形状・ビス接続とすること。)

- 8 納期は、令和 6 年 9 月 30 日 (月) とする。
- 9 メーターは法令に定める全ての基準に適合し、かつ検定検査に合格したもので、下記の条件を満たすものであること。
- (1) 計測範囲内にどの流量においても計量が正確であること。
  - (2) 微小流量に対しても敏感に計測できるメーター感度を有していること。
  - (3) 広範な水使用に適應できるように、器差内で測定できる流量範囲が広く、器差変動が少ないこと。
  - (4) 長期にわたる計量精査、感度等の諸性能を維持できる耐久力に富んでいること。
- 10 メーターの製作は、感度及び耐久力に富むのは勿論のこと、部品に互換性があり均一性があること。また、メーターの各部品材料は、良質で耐食性に富み、かつ、水質に悪影響を与えるものであってはならない。
- 11 メーターケースには、製造会社の称号又は商標を浮き出させること。
- 12 メーター番号は、蓋表面番号座と上ケースの位置に刻印を鮮明に打刻すること。なお、メーター番号の前には、明石市水道局マークを刻印すること。
- 13 メーター上蓋は、メーター口径・メーター番号および明石市水道局マークを刻印すること。なお、口径 25 mm以下のメーター上蓋はターンカバーとすること。
- 14 表示部の数字は、黒地に白色とすること。(  $m^3$  単位)
- 15 検定証印又は基準適合証印は、次のいずれかとする。
- (1) 計量法第 72 条第 1 項に規定する検定証印
  - (2) 計量法第 96 条第 1 項に規定する基準適合証印 ((3)によるものを除く)
  - (3) 指定製造事業者の指定等に関する省令第 8 条第 4 項に基づき認められた基準適合証印〈シール〉(平成 13 年独立行政法人産業技術総合研究所公告第 30 号による)
- 16 メーターの納入は、口径 40 mm以下の場合、接続ネジ部にキャップを取り付けた状態で、メーター番号順に整理し、プラスチック製収納箱 (サイズは下記 18 参照 (既設サイズを確認すること)) に納めて納入すること。また、口径 50 mm以上については、メーター番号順に整理し、保管場所に納入すること。
- 17 メーターの納入運搬は、衝撃を与えないよう注意し、又、接続ネジ山やフランジ部を損

傷させないように充分注意すること。

- 18 口径 50 mmは、保管場所に納入すること。
- 19 メーターの納入場所は、次のとおりとする。  
所在地 明石市大道町1丁目11番1号  
事業所名 明石市水道サービスセンター内 水道メーター検査場
- 20 メーター納入時に、水道メーター検査合格証明書を1部提出すること。
- 21 メーター納入時に、別紙で指定する形式の電子納品データを送品すること。
- 22 メーター接続のパッキンとして、材質を合成ゴム（NBR）、JIS K 6353 水道用ゴムⅢ類硬度（HS）80相当のものを、メーター1台あたり2枚、メーター納入とあわせて納品すること。また、口径 50 mmの場合は、取付けに必要な SUS ボルト・ナット（SUS304/M16×65L）をメーター1台あたり8個、メーター納入とあわせて納品すること。
- 23 納入メーターを給水装置に設置して、1年以内に故障等の不都合が発生した場合は、その原因分析及び取替のため、調査改善を指示する場合がある。なお、これに要する費用は、全て納入業者の負担とする。
- 24 疑義があるときは、入札前に協議解決し、決定後の異議は一切認めない。本仕様書その他に疑義が生じた場合は、全て本市の解釈によるものとする。

以上

【別紙】電子納品データ形式（仕様書 21. 関係）

ファイル名：任意

ファイル形式：Excel 形式又は CSV 形式

No.	項目名	データ型	桁数	フォーマット	編集内容
1	納品区分	数値	1	9	0（新品）
2	口径	数値	3	999	口径を編集
3	メーター番号	数値	8	前ゼロなし	メーター番号を編集
4	メーカー	数値	2	99	※
5	口径種別	文字列	1	X	（空白）
6	桁	数値	1	9	（空白）
7	材質	数値	1	9	（空白）
8	単価	数値	6	999999	（空白）
9	形式	数値	2	99	（空白）
10	規格	数値	1	9	（空白）
11	検満年月日	数値	6	西暦 YYYYMM	検満年月を編集
12	購入年月	数値	6	西暦 YYYYMM	納品年月を編集
13	指針	数値	8	99999999	納品時指示数を整数で編集（1 m <sup>3</sup> 未満は切り上げ）
14	備考	文字列	80		（空白）
15	形式	数値	1	9	（空白）
16	修理メーカー	数値	2	99	（空白）
17	修理年月日	数値	8	西暦 YYYYMMDD	（空白）

※「メーカー」について：購入業者決定後に本市の指定するコードを通知する。

## 水道メーター購入仕様書 75・100mm

- 1 本仕様書は、明石市水道局（以下「本市」という。）が購入する水道メーター（以下「メーター」という。）に適用する。
- 2 メーターは、次の法令、その他関連する関係法規及び適用規格等に適合するものでなければならない。
  - (1) 計量法関係
    - ① 計量法（平成4年法律第51号）
    - ② 計量法施行令（平成5年政令第329号）
    - ③ 計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）
    - ④ 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）
    - ⑤ 指定製造事業者の指定等に関する省令（平成5年通商産業省令第77号）
  - (2) 水道法関係
    - ① 水道法（昭和32年法律第177号）
    - ② 水道法施行令（昭和32年政令第336号）
    - ③ 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）
    - ④ 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）
  - (3) 日本産業規格及び関連する規格等（最新版を引用する。）
    - ① JIS B 8570-1（水道メーター及び温水メーター 第1部：一般仕様）
    - ② JIS B 8570-2（水道メーター及び温水メーター 第2部：取引又は証明用）
    - ③ JIS B 7554（電磁流量計）
- 3 前項の法令及び規定に改正があった場合は、その改正事項の確認並びに取扱について本市と協議すること。
- 4 購入するメーターは、下記のとおりとする。

口径（＊）	75 mm
個数	42 個
メーター番号	765～806
メーターケース材質	ステンレス
メーターケース塗装	無色塗装
上蓋色	A69-50T またはその類似色

口径（＊）	100 mm
個数	15 個
メーター番号	220～234
メーターケース材質	ステンレス
メーターケース塗装	無色塗装
上蓋色	A69-50T またはその類似色

\* 「口径」とは接続する給水管の呼び口径をいう。

5 メーターの種類は、下記のとおりとする。

口径	名称	表示形態	その他
75 mm 100 mm	電磁式	液晶デジタル表示	3分割仕様 (流量調整器対応型)

6 計量特性  $Q3/Q1=100$  以上 単位  $m^3/h$

\* 定格最少流量： $Q1=Q3 \div R$ , 転移流量： $Q2=Q1 \times 1.6$ , 限界流量： $Q4=Q3 \times 1.25$

口径	75 mm	100 mm
定格最大流量：Q3	63	100

7 メーターの主要寸法

口径	全長	伸縮流入管	本体	伸縮管伸縮幅	接続方式
75 mm	630 mm	148 mm	300 mm	±7 mm以上	上水フランジ
100 mm	750 mm	181 mm	350 mm	±17 mm以上	上水フランジ

※なお、流入管はダクタイル鋳鉄製伸縮補足管とし、流出管（両フランジ短管）は今回不要である。

8 納期は、令和6年9月30日（月）とする。

9 メーターは法令に定める全ての基準に適合し、かつ検定検査に合格したもので、下記の条件を満たすものであること。

- (1) 計測範囲内にどの流量においても計量が正確であること。
- (2) 微小流量に対しても敏感に計測できるメーター感度を有していること。
- (3) 広範な水使用に適應できるように、器差内で測定できる流量範囲が広く、器差変動が少ないこと。
- (4) 長期にわたる計量精査、感度等の諸性能を維持できる耐久力に富んでいること。

10 メーターの製作は、感度及び耐久力に富むのは勿論のこと、各部品材料は、良質で耐食性に富み、かつ、水質に悪影響を与えるものであってはならない。

11 メーターケースには、製造会社の称号又は商標を表示させること。

12 メーター番号は、蓋表面番号座に刻印を鮮明に打刻すること。ただし、電磁式の場合は蓋表面番号座のみでも可とする。なお、メーター番号の前には、明石市水道局マークを刻印すること。

13 表示部の数字は、液晶デジタル表示とすること。

14 検定証印又は基準適合証印は、次のいずれかとする。

- (1) 計量法第72条第1項に規定する検定証印
- (2) 計量法第96条第1項に規定する基準適合証印（(3)によるものを除く）
- (3) 指定製造事業者の指定等に関する省令第8条第4項に基づき認められた基準適合証印<シール>（平成13年独立行政法人産業技術総合研究所公告第30号による）

15 メーターの納入は、メーター番号順に整理し、納入すること。

16 メーターの納入運搬は、衝撃を与えないよう充分注意すること。

- 17 メーターの納入場所は、次のとおりとする。
- |      |                          |
|------|--------------------------|
| 所在地  | 明石市大道町1丁目11番1号           |
| 事業所名 | 明石市水道サービスセンター内 水道メーター検査場 |
- 18 メーター納入時に、水道メーター検査合格証明書をそれぞれ1部提出すること。
- 19 メーター納入時に、別紙で指定する形式の電子納品データを納品すること。
- 20 メーター接続のパッキンとして、材質を合成ゴム（NBR）、JIS K 6353 水道用ゴムⅢ類 硬度（HS）80 相当のものをメーター1台あたり2枚、取付けに必要な SUS ボルト・ナット（SUS304/M16×65L）をメーター1台あたり8個、メーターとあわせて納品すること。
- 21 納入メーターを給水装置に設置して、1年以内に故障等の不都合が発生した場合は、その原因分析及び取替のため、調査改善を指示する場合がある。なお、これに要する費用は、全て納入業者の負担とする。
- 22 メーターを設置する前に、納品から1年以内に不都合を発見した場合は、その原因分析及び修理のため、調査改善を指示する場合がある。なお、これに要する費用は、全て納入業者の負担とする。
- 23 疑義があるときは、入札前に協議解決し、決定後の異議は一切認めない。本仕様書その他に疑義が生じた場合は、全て本市の解釈によるものとする。

以上

【別紙】電子納品データ形式（仕様書 19 関係）

ファイル名：任意

ファイル形式：Excel 形式又は CSV 形式

No.	項目名	データ型	桁数	フォーマット	編集内容
1	納品区分	数値	1	9	0（新品）
2	口径	数値	3	999	口径を編集
3	メーター番号	数値	8	前ゼロなし	メーター番号を編集
4	メーカー	数値	2	99	※
5	口径種別	文字列	1	X	（空白）
6	桁	数値	1	9	（空白）
7	材質	数値	1	9	（空白）
8	単価	数値	6	999999	（空白）
9	形式	数値	2	99	（空白）
10	規格	数値	1	9	（空白）
11	検満年月日	数値	6	西暦 YYYYMM	検満年月を編集
12	購入年月	数値	6	西暦 YYYYMM	納品年月を編集
13	指針	数値	8	99999999	納品時指示数を整数で編集 （1 m <sup>3</sup> 未満は切り上げ）
14	備考	文字列	80		（空白）
15	形式	数値	1	9	（空白）
16	修理メーカー	数値	2	99	（空白）
17	修理年月日	数値	8	西暦 YYYYMMDD	（空白）

※「メーカー」について：購入業者決定後に本市の指定するコードを通知する。

## 水道メーター購入仕様書 150mm

1. 本仕様書は、明石市水道局（以下「本市」という。）が購入する水道メーター（以下「メーター」という。）に適用する。
2. メーターは、次の法令、その他関連する関係法規及び適用規格等に適合するものでなければならない。
  - (1) 計量法関係
    - ① 計量法（平成 4 年法律第 51 号）
    - ② 計量法施行令（平成 5 年政令第 329 号）
    - ③ 計量法施行規則（平成 5 年通商産業省令第 69 号）
    - ④ 特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省第 70 号）
    - ⑤ 指定製造事業者の指定等に関する省令（平成 5 年通商産業省令第 77 号）
  - (2) 水道法関係
    - ① 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
    - ② 水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）
    - ③ 水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）
    - ④ 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 14 号）
  - (3) 日本工業規格及び関連する規格等（最新版を引用する。）
    - ① JIS B 8570-1（水道メーター及び温水メーター 第 1 部：一般仕様）
    - ② JIS B 8570-2（水道メーター及び温水メーター 第 2 部：取引又は証明用）
    - ③ JIS B 7554（電磁流量計）
  - (4) その他関連する法令等
3. 前項の法令及び規定に改正があった場合は、その改正事項の確認並びに取扱について本市と協議すること。
4. 購入するメーターは、下記のとおりとする。

口径（*）	150 mm
個数	1 個
メーター番号	67
メーターケース材質	ステンレス
メーターケース塗装	無
上蓋色	A69-50T または類似色

\*「口径」とは接続する給水管の呼び口径をいう。

5. メーターの種類は、下記のとおりとする。

口径	名称	表示形態
150 mm	電磁式（直読型）	液晶表示

6. 計量特性 Q3/Q1=160 以上 (下表の数値以上の性能)

単位 m<sup>3</sup>/h

口径	150 mm
定格最小数量 : Q1	2.5
転移流量 : Q2	4
定格最大流量 : Q3	400
限界流量 : Q4	500

7. メーターの主要寸法

口径	全長 (mm)	取付
φ 150	229 ※パッキンを含まない	上水フランジ (挟込み式)

8. 納期は令和 6 年 9 月 30 日 (月) とする。
9. メーターは法令に定める全ての基準に適合し、かつ検定検査に合格したもので、下記の条件を満たすものであること。
- (1) 計測範囲内のどの流量においても計量が正確であること。
  - (2) 微小流量に対しても敏感に計測できるメーター感度を有していること。
  - (3) 広範な水使用に適応できるように、器差内で測定できる流量範囲が広く、器差変動が少ないこと。
  - (4) メーターの液晶表示部には、液晶表示点滅等による流れ指標または計量水が流れていることが確認できる表示 (瞬間流量値等) を設けること。
  - (5) 外部からの電源が不要で、内蔵電池等により検定期限まで正確に使用できること。  
(内蔵電池寿命は保管期間を含み 9 年以上)
  - (6) 指示数表示部は遠隔式で無く、メーター本体に取付されていること。
  - (7) 長期にわたる計量精査、感度等の諸性能を維持できる耐久力に富んでいること。
10. メーターの製作は、感度及び耐久力に富むのは勿論のこと均一性があること。また、メーターの各部品材料は、良質で耐蝕性に富み、かつ、水質に悪影響を与えるものであってはならない。
11. メーターには、製造会社の称号又は商標を表示させること。
12. メーターの番号は、蓋表面に刻印を鮮明に打刻すること。なお、メーター番号の前には、明石市水道局マークを刻印すること。
13. 検定証印又は基準適合証印は、次のいずれかとする。
- (1) 計量法第 72 条第 1 項に規定する検定証印
  - (2) 計量法第 96 条第 1 項に規定する基準適合証印 ( (3) によるものを除く)
  - (3) 指定製造事業者の指定等に関する省令第 8 条第 4 項に基づき認められた基準適合証印<シール> (平成 13 年独立行政法人産業技術総合研究所公告第 30 号による)

14. メーターの納入は、段ボール箱に納めて納入すること。
15. メーターの納入運搬は、衝撃を与えないよう注意し、又、取り付け部を損傷させないように充分注意すること。
16. メーターの納入場所は、次のとおりとする。  
所在地 明石市大道町1丁目11番1号  
事業所名 明石市水道サービスセンター内 水道メーター検査場
17. メーター納入時に、水道メーター検査合格証明書を1部提出すること。
18. メーターの納入は、担当職員の指示に従い、納入業者にて所定の位置に荷卸しする。
19. メーター付属品として下記のことをメーター納入時にあわせて納品すること。
  - ① メーター接続の専用パッキンは、材質を合成ゴム（EPDM）相当のものとし、メーター1台当たり2枚とする。
  - ② 取付用の寸切りボルト・ナットは、材質をステンレス（SUS304）相当の焼付防止処理品とし、取付けに必要なサイズで、必要本数（φ150・・・6本）とする。またセットリングを4個合わせて付属する。
20. 納入メーターを給水装置に設置して、1年以内に故障等の不都合が発生した場合は、その原因分析及び取替のため、調査改善を指示する場合がある。なお、これに要する費用は、全て納入業者の負担とする。
21. 疑義があるときは、入札前に協議解決し、決定後の異議は一切認めない。本仕様書その他に疑義が生じた場合は、全て本市の解釈によるものとする。

以上

【別紙】電子納品データ形式（仕様書 19 関係）

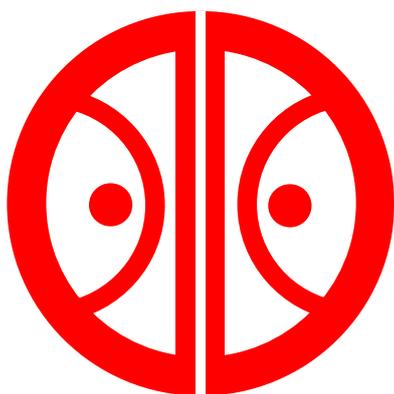
ファイル名：任意

ファイル形式：Excel 形式又は CSV 形式

No.	項目名	データ型	桁数	フォーマット	編集内容
1	納品区分	数値	1	9	0（新品）
2	口径	数値	3	999	口径を編集
3	メーター番号	数値	8	前ゼロなし	メーター番号を編集
4	メーカー	数値	2	99	※
5	口径種別	文字列	1	X	（空白）
6	桁	数値	1	9	（空白）
7	材質	数値	1	9	（空白）
8	単価	数値	6	999999	（空白）
9	形式	数値	2	99	（空白）
10	規格	数値	1	9	（空白）
11	検満年月日	数値	6	西暦 YYYYMM	検満年月を編集
12	購入年月	数値	6	西暦 YYYYMM	納品年月を編集
13	指針	数値	8	99999999	納品時指示数を整数で編集 （1 m <sup>3</sup> 未満は切り上げ）
14	備考	文字列	80		（空白）
15	形式	数値	1	9	（空白）
16	修理メーカー	数値	2	99	（空白）
17	修理年月日	数値	8	西暦 YYYYMMDD	（空白）

※「メーカー」について：購入業者決定後に本市の指定するコードを通知する。

◎明石市水道局マーク



- ・外輪の太さは、総外径の10分の1。
- ・中央の縦線の幅は、いずれも外輪の太さの2分の1。
- ・中央縦線と縦線間の空きの幅は、外輪の太さの4分の1。
- ・半月内の円点の径は、中白半月形の空きの幅の3分の1。  
(ここまで市徽章に準ずる。)
- ・半月内の円点は、中心を外輪の水平方向中央線とし、上半月形空きの幅を3等分した位置に配置する。
- ・半月内円弧の太さは、いずれも外輪の太さの2分の1。
- ・半月内円弧は、中心を外輪の水平方向中央線上と外輪の内側の交点とし、半月内円点と中央縦線間の空きの中央を通る径とし、その位置に配置する。